

協議第41号

環境衛生事業の取扱いについて

次のとおり調整方針を定める。

協議項目	22-9 環境衛生事業の取扱い
<ol style="list-style-type: none">1 町村営墓地及び火葬場については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。2 ごみ収集については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、収集回数については、新町において調整する。3 ごみ分別については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。4 ごみ処理手数料については、幕別町の例により、合併する年度の翌年度から5年度以内に統一する。ただし、減免については、合併時に廃止する。5 し尿収集については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、事業内容については、新町において調整する。	

「協議第41号 環境衛生事業の取扱いについて」資料

幕別町・忠類村合併協議会の調整内容

協議項目	22-9 環境衛生事業の取扱い
調整の内容	<p>1 町村営墓地及び火葬場については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。</p> <p>2 ごみ収集については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、収集回数については、新町において調整する。</p> <p>3 ごみ分別については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。</p> <p>4 ごみ処理手数料については、幕別町の例により、合併する年度の翌年度から5年度以内に統一する。ただし、減免については、合併時に廃止する。</p> <p>5 し尿収集については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、事業内容については、新町において調整する。</p>

区分	現況		調整の具体的内容
	幕別町	忠類村	
町村営墓地	<ul style="list-style-type: none"> ・設置数 10カ所 ・管理方法 <ul style="list-style-type: none"> 個人の墓地～個人管理 墓地区域内の道路及び緑地等～町管理 	<ul style="list-style-type: none"> ・設置数 1カ所 ・管理方法 <ul style="list-style-type: none"> 個人の墓地～個人管理 墓地区域内の道路及び緑地等～村管理 	<p>現行のとおり新町に引き継ぐものとする。</p>

区分	現況		調整の具体的内容
	幕別町	忠類村	
火葬場	<ul style="list-style-type: none"> ・名称 幕別町葬斎場 ・運営主体 幕別町 ・設置場所 幕別町 ・施設概要 火葬炉 3基（前室付） ・供用開始 昭和61年11月 	<p>該当なし</p> <p>南十勝3町村複合事務組合において実施</p>	<p>現行のとおり新町に引き継ぐものとする。</p>
ごみ収集	<ul style="list-style-type: none"> ・収集方式 ステーション方式 ・収集回数 可燃ごみ 週2回（農村部は週1回） 不燃ごみ 週1回（農村部は月2回） 大型ごみ 年4回 資源ごみ 週1回 ・収集体制 委託で対応（委託業者2社） 	<ul style="list-style-type: none"> ・収集方式 ステーション方式（農村部は戸別収集） ・収集回数 可燃ごみ 週2回（農村部は4週に2回） 不燃ごみ 週2回（農村部は4週に1回） 粗大ごみ 週2回（農村部は4週に1回） 資源ごみ 週1回（農村部は4週に1回） ・収集体制 委託で対応（委託業者1社） 	<p>現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、収集回数については、新町において調整する。</p>
ごみ分別	<ul style="list-style-type: none"> ・分別区分 燃やせるごみ、燃やせないごみ、大型ごみ、有害危険ごみ、資源ごみ（缶類、びん類、ペットボトル、紙パック、ダンボール、新聞、雑誌、その他の紙、その他のプラスチック） 	<ul style="list-style-type: none"> ・分別区分 燃えるごみ、燃えないごみ、燃やせないごみ、粗大ごみ、資源ごみ（缶類、びん類、ペットボトル、紙パック、ダンボール、新聞、その他のプラスチック、発泡スチロール） 	<p>現行のとおり新町に引き継ぐものとする。</p>

区 分	現 況		調整の具体的内容																														
	幕別町	忠類村																															
ごみ処理手数料	<ul style="list-style-type: none"> ・手数料 <table style="margin-left: 20px; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>可燃ごみ・不燃ごみ</td> <td>20 袋</td> <td>60円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>30 袋</td> <td>90円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>40 袋</td> <td>120円</td> </tr> </table> 大型ごみ ごみ処理券(1枚100円)を貼る <table style="margin-left: 20px; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>10kgまで</td> <td>100円</td> </tr> <tr> <td>30kgまで</td> <td>200円</td> </tr> <tr> <td>50kgまで</td> <td>400円</td> </tr> <tr> <td>100kgまで</td> <td>600円</td> </tr> </table> ・減免 該当なし 	可燃ごみ・不燃ごみ	20 袋	60円		30 袋	90円		40 袋	120円	10kgまで	100円	30kgまで	200円	50kgまで	400円	100kgまで	600円	<ul style="list-style-type: none"> ・手数料 <table style="margin-left: 20px; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>可燃ごみ・不燃ごみ</td> <td>10 袋</td> <td>20円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>20 袋</td> <td>30円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>30 袋</td> <td>50円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>45 袋</td> <td>70円</td> </tr> </table> 大型ごみ 70円(45 袋を貼る) ・減免 <ol style="list-style-type: none"> (1)満2歳未満の新生児世帯において、可燃ごみ20 袋年間120枚分を免除 (2)在宅の寝たきり高齢者において、可燃ごみ30 袋年間80枚分を免除 	可燃ごみ・不燃ごみ	10 袋	20円		20 袋	30円		30 袋	50円		45 袋	70円	幕別町の例により、合併する年度の翌年度から5年度以内に統一する。ただし、減免については、合併時に廃止する。	
可燃ごみ・不燃ごみ	20 袋	60円																															
	30 袋	90円																															
	40 袋	120円																															
10kgまで	100円																																
30kgまで	200円																																
50kgまで	400円																																
100kgまで	600円																																
可燃ごみ・不燃ごみ	10 袋	20円																															
	20 袋	30円																															
	30 袋	50円																															
	45 袋	70円																															
し尿収集	<ul style="list-style-type: none"> ・収集回数 随時 ・収集運搬料金 (消費税込み) <table style="margin-left: 20px; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="4">下水道処理区域</td> </tr> <tr> <td>基本料金</td> <td>300 未満</td> <td>1,260円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>超過料金</td> <td>20 増毎</td> <td>84円</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4">下水道処理区域外</td> </tr> <tr> <td>基本料金</td> <td>300 未満</td> <td>1,290円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>超過料金</td> <td>20 増毎</td> <td>86円</td> <td></td> </tr> </table> ・収集体制 許可業者で対応(許可業者2社) 	下水道処理区域				基本料金	300 未満	1,260円		超過料金	20 増毎	84円		下水道処理区域外				基本料金	300 未満	1,290円		超過料金	20 増毎	86円		<ul style="list-style-type: none"> ・収集回数 年4回 ・収集運搬料金 (消費税込み) <table style="margin-left: 20px; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>基本料金</td> <td>300 未満</td> <td>1,350円</td> </tr> <tr> <td>超過料金</td> <td>1 につき</td> <td>4円50銭</td> </tr> </table> ・収集体制 許可業者で対応(許可業者1社) 	基本料金	300 未満	1,350円	超過料金	1 につき	4円50銭	現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、事業内容については、新町において調整する。
下水道処理区域																																	
基本料金	300 未満	1,260円																															
超過料金	20 増毎	84円																															
下水道処理区域外																																	
基本料金	300 未満	1,290円																															
超過料金	20 増毎	86円																															
基本料金	300 未満	1,350円																															
超過料金	1 につき	4円50銭																															

一般家庭におけるごみ処理手数料の管内市町村比較

< ごみ袋 1 枚当たりの料金 >

町村名	処理事務先	10	15	20	30	40	45
幕別町	十勝環境複合事務組合			60円	90円	120円	
忠類村	南十勝3町村複合事務組合	20円		30円	50円		70円
帯広市	十勝環境複合事務組合	30円		60円	90円	120円	
音更町			60円		90円		120円
芽室町			60円		90円		120円
中札内村		40円		80円	120円	160円	
更別村		40円		80円	120円	160円	
豊頃町							
大樹町	南十勝3町村複合事務組合	20円		30円	50円		70円
広尾町		20円		30円	50円		70円
土幌町	北十勝2町環境衛生処理組合						
上土幌町							
本別町	池北3町行政事務組合						
足寄町							
陸別町							
鹿追町	鹿追町	30円		60円	90円		120円
新得町	新得町	30円		60円	90円		120円
清水町	清水町	30円		60円	90円		120円
池田町	池田町						
浦幌町	浦幌町		20円		40円		60円

環境衛生事業の取扱いに関する法令

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)

(国民の責務)

第2条の3 国民は、廃棄物の排出を抑制し、再生品の使用等により廃棄物の再生利用を図り、廃棄物を分別して排出し、その生じた廃棄物をなるべく自ら処分すること等により、廃棄物の減量その他その適正な処理に関し国及び地方公共団体の施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第3条 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

2及び3 略

(国及び地方公共団体の責務)

第4条 市町村は、その区域内における一般廃棄物の減量に関し住民の自主的な活動の促進を図り、及び一般廃棄物の適正な処理に必要な措置を講ずるよう努めるとともに、一般廃棄物の処理に関する事業の実施に当たっては、職員の資質の向上、施設の整備及び作業方法の改善を図る等その能率的な運営に努めなければならない。

2及び3 略

4 国、都道府県及び市町村は、廃棄物の排出を抑制し、及びその適正な処理を確保するため、これらに関する国民及び事業者の意識の啓発を図るよう努めなければならない。

先進事例

かかみがはらし 各務原市(岐阜県)

- (1) 一般廃棄物の収集、運搬及び処分については、新市において責任を持って、速やかに調整する。
- (2) 火葬業務については、各務原市の現行のとおりとする。

あいづわかまつし 会津若松市(福島県)

1. 分別方法は、合併時に会津若松市の制度に統一する。
2. 排出方法は、合併時に会津若松市の制度に統一することとし、集積所は現行のとおりとする。
3. 生ごみ処理機設置補助事業は、合併時に会津若松市の制度に統一する。
4. し尿処理事業は、当分の間、現行のとおりとし、新市において調整する。
5. その他のごみ、し尿収集運搬業務事業は、必要に応じて調整し、会津若松市の制度に統一するものとする。

みとし 水戸市(茨城県 合併予定-平成17年2月1日)

内原町のごみ処理事業は、一部事務組合に関わるものを除き、水戸市の制度に統一する。ただし、

収集及び運搬については、現行どおりとする。

指定袋等については、現行どおりとする。

集団資源ごみ回収の実施回数については、合併年度及びこれに続く3カ年度は現行どおりとする。

石狩市(北海道 合併予定-平成17年10月1日)

環境対策関係

環境保全、公害対策、畜犬登録等の環境対策関係については、合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。

ごみ対策関係

資源物のリサイクル、ごみの減量化推進、廃棄物の不法投棄防止等のごみ対策関係については、合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。ただし、

- (1) 衛生団体連合会及び食品衛生協会への補助については、新市において調整するものとする。
- (2) 家庭系廃棄物のごみ収集については、現行のとおりとする。
- (3) ごみの分別及び事業系一般廃棄物の許可事業者による収集については、合併した年度の翌年度に石狩市の制度に合わせるものとする。
- (4) し尿収集運搬手数料については、料金体系の統一について、北石狩衛生施設組合に対し、合併した年度の翌年度の再編を申し入れるものとする。
- (5) 廃棄物処理計画については、合併した年度の翌年度に再編するものとする。